

# 個別規程 IIJ アクセスサービス

令和6年10月1日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第1条(品目)

IIJ アクセスサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
IIJ Smart HUB 接続	当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービス/Smart HUB の契約者であり、かつ、当該サービスにおいてオンプレミス接続ポート追加オプション(接続回線を専用線:光:シングル又は専用線:多重:シングルとするものに限り、)を利用するための加入者専用回線を提供するもの

## 第2条(最低利用期間)

IIJ アクセスサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ アクセスサービス契約」といいます。)における最低利用期間は当社が別途定める期間とし、その起算日は課金開始日とします。

## 第3条(利用資格)

品目を IIJ Smart HUB 接続とする IIJ アクセスサービスを利用するには、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービス/Smart HUB の契約者であり、かつ、当該サービスにおいてオンプレミス接続ポート追加オプション(接続回線を専用線:光:シングル又は専用線:多重:シングルとするものに限り、)を利用している必要があります。

## 第4条(利用条件)

契約者は IIJ アクセスサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 加入者専用回線の敷設に必要な場所の確保
- (2) 当社のネットワーク接続装置を設置するために必要となる場所(この個別規程において「ネットワーク接続場所」といいます。)の確保
- (3) 加入者専用回線の敷設に必要な契約者宅内の設備(PD 盤、配管、電源、ラック、その他当社が指定する設備とします。)の用意

- (4) 当社が定める技術基準に従って、契約者が設置し、及び管理するネットワーク接続装置(当社が契約者に賃貸している場合を含みます。以下この個別規程において「契約者のネットワーク接続装置」といいます。)と加入者専用回線を接続するために使用する配線の用意
- (5) 専用回線事業者の定める提供条件の遵守
- (6) 前各号の他当社が個別に指定するもの

3 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ アクセスサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

4 契約者は、契約者のネットワーク接続装置を技術基準に適合するよう維持するものとします。

5 当社は、原則として、契約者が指定する場所において契約者のネットワーク接続装置と当社設備を接続するための加入者専用回線を提供します。当該加入者専用回線は当社が選定するものとし、契約者は、IIJ アクセスサービスの申込後、当社の選定結果に異議を申し立てることはできません。

6 加入者専用回線の敷設にあたり、契約者が指定するネットワークの接続場所又はネットワークの接続場所に至る経路における工事又は作業が必要な場合、契約者の責任と負担で当該ネットワークの接続場所又はその途中経路における工事又は作業を実施するものとします(当該場所又は経路が当社の管理に属している場合を除く。)。契約者がそれらを実施できない場合、当社は、加入者専用回線の敷設ができないことについて責任を負わないものとします。

## 第5条(契約の単位)

当社は、IIJ アクセスサービスの場合にあっては、一の加入者専用回線毎に IIJ アクセスサービス契約を締結します。

## 第6条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ アクセスサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) ネットワーク接続場所
- (2) 加入者専用回線の回線帯域
- (3) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

## 第7条(加入者専用回線の管理)

契約者は、当社提供の加入者専用回線に関し、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、当社の加入者専用回線と当該回線に付帯する装置に関し、停止、移動、取り外し、変更、分解又は損壊をしないこと
- (2) 当社提供の加入者専用回線を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反して当社が提供する加入者専用回線に付帯する装置等を亡失し、又は毀損したときは、契約者は、当社が指定する日までに、契約者の負担において、当該装置を回復し、又は修理するものとします。この場合において、当該修理は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

## 第8条(故障が生じた場合の措置)

契約者は、当社提供の加入者専用回線に故障が生じたときは、可及的速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該加入者専用回線の修理を行うものとします。

3 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査及び修理に関して要した費用は、契約者に負担していただきます。

4 第2項の調査の結果、当社提供の加入者専用回線に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、当該調査に関して要した費用を支払うものとします。

## 第9条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ アクセスサービスには、次のオプションサービスがあります。

### (1) 室内配線オプション

ネットワーク接続場所により必要となる構内配線を敷設するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

### (2) 宅内工事オプション

ネットワーク接続場所において、加入者専用回線を敷設する環境を整備するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

### (3) 時間外作業オプション

当社の営業時間外に IIJ アクセスサービスの導入作業をするものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

### (4) 個別デリバリオプション

契約者の要望により、加入者専用回線の敷設に関する専用回線事業者との調整を当社で実施するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 オプションサービスの利用における最低利用期間はありません。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

#### **第 10 条(サービスの廃止)**

当社は、専用回線事業者が IIJ アクセスサービスに対応する加入者専用回線の提供を終了した場合、当該加入者専用回線に対応する IIJ アクセスサービスを廃止します。

#### **第 11 条(解除の効力が生ずる日)**

IIJ アクセスサービス契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 60 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

#### **第 12 条(料金)**

契約者が、IIJ アクセスサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ アクセスサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

#### **第 13 条(契約前キャンセル等調定)**

IIJ アクセスサービスの申込から当該サービス提供が開始される前までの間に、契約者が当社に対して解除の意思表示を行った場合には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うことにより当該解除を行うことができるものとします。

#### **第 14 条(最低利用期間内解除調定)**

IIJ アクセスサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

#### **第 15 条(料金の減額)**

IIJ アクセスサービスに係る当社と専用回線事業者との間の契約において、当該専用回線事業者による賠償、返金、料金の減免の規定がある場合には、当該規定に従い当社が専用回線事業者から受けた賠償、返金又は料金の減免額に相当する額を、第 12 条(料金)に定める料金から減額するものとします。

#### 第 16 条(当社の責任の制限)

加入者専用回線の提供事業者によるメンテナンス、障害、その他運用上の都合により、IIJ アクセスサービスの利用が不可能となる場合があります。

2 当社は、前項の場合においては、契約者に対し、事前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

3 当社は、第 1 項の利用が不可能となる場合において、契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

## 附則

令和 6 年 10 月 1 日施行

この契約約款は、令和年 6 年 10 月 1 日から実施します。

## 別紙 1 IIJ アクセスサービスにおける料金 [第 12 条関係]

### 1 初期費用

#### (1) 基本サービス

IIJ アクセスサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### (2) オプションサービス

室内配線オプション、宅内工事オプション、時間外作業オプション及び個別デリバリオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### 2 月額費用

#### (1) 基本サービス

IIJ アクセスサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### (2) オプションサービス

室内配線オプション及び個別デリバリオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### 3 一時費用

第 6 条(契約内容の変更)に基づく契約内容の変更が発生した場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額

## 別紙 2 契約前キャンセルに伴う調定金 [第 13 条関係]

第 13 条(契約前キャンセル等調定)の規定に基づき契約者が支払うべき金額は、当社が専用回線事業者に対して負担する金額に相当する金額とする。

## 別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 14 条関係]

第 14 条(最低利用期間内解除調定)の規定に基づき契約者が支払うべき金額は、第 1 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額とする。